

平成 16 年 5 月 24 日

各位

会社名 株式会社松屋フーズ
代表者の役職名 代表取締役社長 瓦葺利夫
(コード番号 9887東証第1部)
問い合わせ先 総務部 広報・IRグループ
TEL: 03-3904-1193

株主優待制度変更に関するお知らせ

平成 16 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、株主優待制度の変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更内容は、次表の通りとする。

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>1. 株主優待の方法 毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日の現在株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主様が対象。</p> <p>(1) 優待基準 所有株式数 100 株以上の株主(一律)に対し、自社指定メニューより 1 品選択可能な優待食事券を 10 枚(年間 20 枚)を贈呈する。</p> <p>(2) 取扱店舗 「松屋」直営全店舗、店内での飲食の他、お持ち帰りにも利用できる。</p> <p>(3) 優待食事券 10 枚を本社に返送された場合は、「お米」(4Kg)と引き換える。</p> <p>(4) 有効期間 店舗での利用有効期間 ・ 9 月 30 日現在の株主に対しては 12 月下旬に発送、有効期間は翌年 6 月 30 日まで ・ 3 月 31 日現在の株主に対しては 6 月下旬に発送、有効期間は 12 月 31 日まで ・ 「お米」への引き換えは、当社の定めた期限までとする。</p> | <p>1. 株主優待の方法 (同左)</p> <p>(1) 優待基準 (同左)</p> <p>(2) 取扱店舗 (同左)</p> <p>(3) 優待食事券 10 枚を本社に返送された場合は、「弊社製品詰め合わせセット」と引き換える。</p> <p>(4) 有効期間 (同左)</p> <p>・ 「弊社製品詰め合わせセット」への引き換えは、当社の定めた期限までとする。</p> |

2. 変更時期

平成 16 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主から適用する。但し、平成 16 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の皆様には「お米」へのお引き換えも可能とする(平成 16 年 9 月 30 日以降の株主の方は「お米」へのお引き換えは不可能となります)。

3. お引き換えの弊社製品詰め合わせセットの内容

平成 16 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の皆様に対しては、冷凍個食パックの「豚めしの具(6食)、およびチキンカレー(4食) 合計 10 食」を予定しています。

以上